

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策事業費 (拡充)

【190(179)百万円】

対策のポイント

諸外国への輸出が禁止されている農産物について、解禁要請から植物検疫条件の協議、輸出解禁、輸出のための産地形成までのあらゆる段階における植物検疫上の技術的な課題への対応を段階的かつ切れ間なく戦略的に実施します。

<背景/課題>

- ・平成28年度に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を踏まえた輸出拡大を図るためには、植物検疫条件の協議から産地形成までのあらゆる段階において、植物検疫にかかる技術的な課題を解決することが必要となっています。
- ・このため、植物検疫協議の期間を短縮するために必要となる技術的データの蓄積や我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準が策定されるような取組、設定された輸出条件に産地が対応するため専門家による技術的サポートを切れ間なく行うことが重要です。

政策目標

- 検疫協議に要する期間の約3割短縮(平均9年→6年)による輸出拡大
- 我が国の輸出に有利な検疫処理基準の確立による輸出拡大
- 輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及による輸出拡大

<内容>

1. 事業内容

(1) 輸出植物検疫協議の迅速化

67(91)百万円

輸送過程における管理までを視野に入れた複数の検疫措置を組み合わせたシステムアプローチ等、相手国に提示できる検疫措置案の調査・実証及び病虫害の発生状況等に関する全国調査を行い、協議に必要なデータを取りまとめる全国的なサーベイデータの蓄積及び分析を行います。

(2) 我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、実証(新規)

50(一)百万円

我が国から輸出しようとする農産物について、輸出相手国が侵入を警戒する有害動物の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際機関と連携の下、本技術の国際基準化を新たに推進します。

(3) 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備(拡充)

72(88)百万円

輸出先国の規制・条件に合致した農産物を産地が確実に輸出するための技術的なサポートに加え、新たに流通面等の検討が必要となる携帯品(おみやげ)の検疫受検円滑化モデルの導入に取り組む産地への技術的なサポート等を実施します。

2. 委託先 民間団体等

- #### 3. 事業実施期間
- (1) 平成29年度～30年度
 - (2) 平成30年度～31年度
 - (3) 平成29年度～31年度

[お問い合わせ先: 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5978)]

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策事業費

輸出植物検疫協議から産地形成までのあらゆる段階における植物検疫上の対策を段階的かつ切れ間なく戦略的に実施

解禁要請

植物検疫条件の協議

輸出解禁

輸出のための取組

各国との輸出植物検疫協議の迅速化

輸出植物検疫協議に必要な技術的データ等の蓄積を、都道府県等との連携の下で集中的、体系的に進め、協議を迅速化するための取組

1. 生産～輸送過程で検疫措置を組み合わせた検疫措置案の調査・実証



2. 病害虫の発生状況に関する全国的なサーベイデータの蓄積及び分析



我が国に有利な国際的検疫処理基準の策定

我が国の輸出に有利な植物検疫処理基準を確立して輸出拡大を図るとともに、今後の国際的な基準策定を推進するための取組

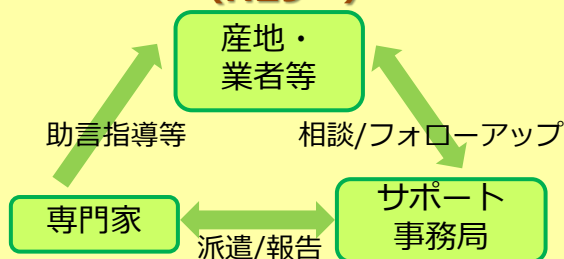
1. 国際基準に採用された処理で、世界各国の条件をクリア



輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備

輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及を図るため、検疫や防除の専門家から構成される技術的サポート体制を整備し、産地の取組を支援

現在実施中の技術的サポート (H29～)



拡充

新たな取り組み (H30～)

1. サポートの対象を携帯品としての持ち出しに取り組む産地へも拡大
2. サポート事例集の作成

円滑な輸出の促進